

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的) 第1条 この条例は、次代の社会を担う乳幼児等及び<u>こどもの医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 (5)～(7) 省略 (8)～(11) 省略 (助成対象者及び受給資格の認定) 第3条 この事業の対象となる者は、乳児保護者、<u>幼児等保護者及びこども保護者とする。</u> 2 省略 (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>乳幼児等及びこどもの</u>疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1) 乳幼児等及び<u>こどもの</u>入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額 (2)～(3) 省略 2～4 省略 以下省略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、次代の社会を担う乳幼児等、<u>こども及び高校生等の医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 <u>(4)の2 高校生等 市内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</u> (5)～(7) 省略 <u>(7)の2 高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。</u> (8)～(11) 省略 (助成対象者及び受給資格の認定) 第3条 この事業の対象となる者は、乳児保護者、<u>幼児等保護者、こども保護者及び高校生等保護者とする。</u> 2 省略 (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>乳幼児等、こども及び高校生等の</u>疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1) 乳幼児等、<u>こども及び高校生等の</u>入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額 (2)～(3) 省略 2～4 省略 以下省略</p>